

令和 6 年度「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」
開催要綱

(目的)

第 1 条 我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移している。他方で、昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことなど、スマート保安の実現が期待されている。

この状況を踏まえ、今後における危険物施設のスマート保安化等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行うことを目的として、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) セルフ給油取扱所における AI 等による給油許可監視支援に関する事項
- (2) 危険物施設における可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に関する事項
- (3) その他

(検討会)

第 3 条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置く。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(任期)

第 4 条 座長及び委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第 5 条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則

この要綱は、令和6年7月8日から実施する。